

浄化槽設置に関する補助金

(廿日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金)

■ 対象者

次の条件をすべて満たす人。(補助金申請は毎年4月から受け付けており、予算枠に達し次第、受け付けを終了します)

- 既存の専用住宅に設置された汲み取り便所またはみなし浄化槽(単独処理)から浄化槽(合併処理)へ転換する人。新築または建替に伴い浄化槽を設置する人。
- 専用住宅には店舗などを併用するものを含みますが、別荘や空き家など設置後すぐに住宅としての継続的な利用が見込めないものは除きます。
- 設置場所が、公共下水道事業計画区域または農業集落排水処理事業区域もしくは集合処理施設による処理区域を除く廿日市市内の地域であること
- 設置する浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが1リットルあたり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有し、かつ、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものであること(現在浄化槽メーカーが製造しているほとんどの小型浄化槽が対象となります。)
- 設置後は、浄化槽法に基づく保守点検(法第8条および第10条)、清掃(法第9条および第10条)および法定検査(法第7条および第11条)を確実に実施すること
- 市税等を滞納していないこと

■ 補助額

補助対象区域		人槽区分	補助限度額	設置区分
浄化槽整備区域・・・公共下水道計画区域(※1)・農業集落排水処理施設区域・集合処理施設処理区域に含まれない区域 (要綱第2条第8号ア)	吉和を除く地域	5人槽	474,000円	新築 建替 転換
		7人槽	580,000円	
		10人槽	818,000円	
	吉和地域	5人槽	519,000円	
		7人槽	641,000円	
		10人槽	938,000円	
公共下水道計画区域であって公共下水道事業計画区域(※2)に含まれない区域 (要綱第2条第8号イ)	5人槽	332,000円	転換	
	7人槽	414,000円		
	10人槽	548,000円		

備考 1 人槽区分は、居住部分に対する処理対象人員をいう。

2 算出された額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

※1 廿日市市污水处理施設整備構想(平成30年3月策定)で定めた区域

※2 公共下水道計画区域のうち、5～7年の間に下水道整備可能な区域であり、事業計画で定めた区域

■ お問い合わせ先

下水道経営課営業係
廿日市市串戸五丁目10番15号
TEL: 0829-32-5490

